

家族政策研究（その1）

—家族政策の概念と今後の課題に関する考察—

鶴 宏 史

要約：本稿では、欧米を中心に家族政策の変遷、家族政策の概念および家族政策の議論において焦点が当たられたことを概観し、今後、家族政策を展開する上での課題を提示することを目的とする。レビューの結果、家族政策の概念は曖昧であるが、その対象は子どものいる家族を中心であり、①‘政府－家族－個人（家族員）’との関係をどのように捉えるか、②家族形成、出産、育児、扶養、労働などあらゆる領域において男女間の平等をいかに図っていくか、③家族をどのように捉えるか、が今後家族政策を展開する上での課題であることが浮き彫りとなった。

キーワード：家族政策　人口政策　児童福祉　家族のウェル・ビーイング

1. はじめに

急速に進行する少子高齢化社会を迎える、介護・育児の困難、結婚・離婚など家族に関わる問題が増加している。それはこれまでの‘夫婦と子どもからなる核家族’が家族の典型でなくなり、ひとり親世帯の増加や高齢者世帯の増加といった家族形態（構造）の変化、家族の‘多様化’‘個人化’‘私事化’といった家族の機能の変化がその背後に潜んでいる。もちろんその変化は、都市化や就業構造の変化といった社会の変化と連動している。少なくとも1980年代までは典型的な家族（核家族ないしは三世代家族）を理想とし、それに基づいて政策を展開すればよいと考えられてきた。しかし、それは社会の変化の中で家族のウェル・ビーイングの保障という視点からはもはや実効性・有効性をもたなくなってきたことは周知の通りである。

このような中で今後、家族政策をいかにして進めるかが重要となっており、そのような研究も法学、経済学、家族社会学、人口学、社会福祉学など様々な分野から多数なされている。しかしながら、‘家族政策とは何か’ということに関して十分に議論されないまま論が展開されている。

そこで本稿では、欧米を中心に家族政策の変遷、家族政策の定義や範囲といった概念および、これ

まで家族政策で議論されたことを概観した上で、家族政策を展開する上での今後の課題について明確にしていく。

2. 家族政策の変遷

本節では、ひとまず‘家族政策とは何か’については触れず、これまで実際にいわゆる家族政策がどのように展開されてきたのかについてKameranの研究¹⁾を中心に何が家族政策の焦点となり、どのような政策手段が中心となったのかを概観していく。

Kameranは1995年の時点で、ヨーロッパやアメリカの家族政策を中心に3段階に分けているが、10年を経過した最近の動向を見ると4段階に分類する方が適切である。

(1) 第1段階：1930年代～1950年代

そもそも明確に‘家族政策（family policy）’と呼ばれた最初の政策は、20世紀初頭にフランスとスウェーデンに始まるとしている。そこではMyrdal夫妻が『人口問題の危機』を著し²⁾、人口問題が議論されたように、出生率低下が焦点となっていた。

また、一方でイギリスなどでは多子世帯の貧困

が問題となって、『ベバリッジ報告』でも焦点の1つとなっている。そして、家族政策の手段として、家族・児童手当が利用され、ニュージーランド（1926年）を皮切りに、第2次世界大戦前後にヨーロッパを中心に確立された。

他方、我が国でも、戦時中に‘人的資源’としての国民の保護育成という視点から、「産めよ増やせよ」というストレートな人口政策が展開されていた。具体的には、婚姻年齢を3年早めたり、5児を目標とするなどの結婚奨励策、多子家族への物質優先と表彰、避妊・墮胎・産児制限の禁止などが定められた。

(2) 第2段階：1960年代～1970年代初期

家族政策発展の第2段階は、1960年代に始まり、また、アメリカで初めて家族政策が議論にのぼるようになった。そしてこの時期は、ヨーロッパなどの先進諸国において福祉国家の確立期でもあった。

世界的な高度経済成長の中、イギリスやアメリカを中心に「貧困の再発見」があり、多子家族や高齢者世帯の貧困問題がクローズアップされた。その対応も含めて各国は、この時期に所得移転、医療、教育、住宅、雇用、パーソナル・ソーシャル・サービスなど社会保障制度の整備を推進した。また、理念的にはユニバーサルなものであったが、子どものいる低所得家族への対応を優先し、特に所得補足（income supplement）が拡大され、また、家族・児童手当も増額され、住宅手当を導入する国も增加了。

このように、人口の再生産が家族政策の第1段階であるならば、所得の不平等と、子どものいない家族から子どものいる家族への所得の再配分が第2段階の焦点である。

(3) 第3段階：1970年代半ば～1980年代後期

家族政策の第3段階は、1970年代のスウェーデンに現れた。ここでの焦点は、家族形態（家族構造）の変化と性別役割分業の変化である。

前者に関しては、特に離婚の増加などに伴う母

子家庭への経済的支援に代表されるように、子どもの養育に関する社会的・経済的支援は、子どもがいかなる家族形態下にあってもよりよく生活できるようにサービスを供給することが重要な課題となった。

後者に関しては、女性の社会進出の増加は、育児休業制度やフレックスタイム制度の導入といった制度の発展、保育・児童養護サービスの増加を促すこととなった。

また、国連総会で「婦人に対するあらゆる形態に差別撤廃条約」（1979年）が採択され、さらにILO総会で「家族的責任を有する男女労働者の機会均等および均等待遇に関する条約・勧告」（1981年）が採択された。このように国際的にも‘男女平等’‘子育てにおける父親の役割’などが強調された。

しかし、他方でこの時期は1973年のオイルショックを契機とする経済不況の中で、福祉国家が批判され、社会保障・社会福祉費用の削減が展開される。特に、イギリスのサッチャリズム、アメリカのレガーノミックス、そして我が国の日本型福祉社会論に代表されるように、社会を支える‘強い家族’が志向された。それはまた、‘政府は家族には介入しない’‘家族政策は家族を衰退させる’という保守派の意見が強く反映され、要保護家族は支援するが、基本的には介護や育児を家族などインフォーマルな領域——特に女性——に依存するものであり、少なくとも、イギリス、アメリカ、日本においては「家族のウェル・ビーイングのため」いう意味での家族政策の大きな発展はみられない。

(4) 第4段階：1980年代後期～

この段階では、「子どもの権利条約」（1989年、国連採択）を契機に子育て支援としての家族政策が志向される。それは、①これまで保護の客体として捉えられていた子どもを、それに加え、権利行使の主体としての子ども観が採用された点、②子育ての第1次的責任者を親（保護者）とし、政府は親がその責任を果たせるように積極的に援助

すること、③子どもの最善の利益を最優先すること、が焦点となっている。

また、第3段階では、女性の職場進出と職場での男女平等が進んだが、男性の家庭生活の場への参加に関してはほとんど進展はみられなかった。例えば、育児休業を男女共に取得できる制度があるが、実際には男性の取得率が低いという現象があった。そのため、スウェーデンやノルウェーでは、育児休業期間のうち、一定期間は父親が取得しなければならず、仮に取得しない場合はその権利が失われるという「パパ・クォータ制」を導入した。その結果、男性の育児休業取得率は急上昇した³⁾。このように、この段階ではいかにして労働と家庭のバランスを夫婦間で図るのか、家事・育児などの家族的責任を分担するのかも焦点となっている。

また、この時期には「国際家族年」(1994年)が批准された。国際家族年は、「家族政策を見直すためのプラットフォームであり、社会変化の中で変容する家族関係や家族の諸機能を、社会福祉で支援しながら家族内の権利を守っていく方向」⁴⁾で設定されたとされる。そして、家族の多様化と、家族内と職場の男女平等、家族機能の補完などを原則とし、家族の抱える問題の理解や、家族成員一人ひとりの権利と責任に焦点を当てる目的としている。

さらに、1994年にはエジプトのカイロにおいて国際人口開発会議が開催され、カイロ文書に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）が盛り込まれた。この点は、女性の性や生殖に関する自己決定の権利が重視されている。しかし、特に避妊や中絶について、各国の文化・宗教が強く反映されるため意見の分かれるところである。

3. 家族政策の概念

本項では家族政策の概念を、家族政策の定義、範囲、および原則について、先行研究を概観し、家族政策の概念の曖昧さを浮き彫りとする。

(1) 家族政策の定義

1970年代半ば頃まで、「家族政策という言葉は、日本ではまだ一般通用のものではない」⁵⁾という状況であったが、現在では、政府の白書にも家族政策の記述が見られるなど、かなり一般的に通用する用語となってきている。

しかし、家族政策とは何かということになると、その定義や概念自体は明確に確立しているとはいがたく、家族政策とされる範疇も広範に渡る。また、家族政策と家族福祉政策とは何が異なるのか曖昧であり、同義のものとして用いている場合が多い⁶⁾。

もちろん、これまで家族政策の定義がなかったわけではない。例えば、最広義のものとしては、Zimmerman の「直接的、あるいは間接的に家族に影響を与える、政府が行うすべてのもの」⁷⁾ や Kamerman の「政府が家族に対して、あるいは家族のために行う全てのこと」⁸⁾ がある。

もう少し範囲を限定したものとして、Aldaus と Dumon が「家族のウェル・ビーイングを目的とし、政府関連機関がそれを達成するために採る特定の施策」⁹⁾ と定義する。また、Anderson は、「①家族構成・構造、②経済的支援、③育児、④家族ケアに対する国家の投資に直接的・明示的に関係する政策」¹⁰⁾ と定義する。具体的には、①の家族構成・構造に関しては、出産、結婚および離婚、養子、里親に影響を与える政策、②の経済的支援に対応するのは、家族が被扶養者の基本的ニーズを満たす能力に影響を与える政策、③の育児に対応するのは、家族が子どもを慈しみ、育てる能力に關係する政策、④の家族ケアはあらゆる年齢の慢性的疾患、虚弱性、障害のある家族成員や親族をケアする能力に關係する政策であり、家族政策とはこのような政策に限定すべきであると述べている。

他方、我が国における代表的な定義は、利谷の「国家権力の担い手である支配階級の政治的・経済的に適合的な家族とその秩序を維持・発展させるための政策の総体」¹¹⁾ である。

また、山田は「国家が、社会の調和維持、生産・

再生産システムの調整という目的を達成するために家族活動に対して行うすべての政策」¹²⁾と定義している。

家族政策の定義をいくつか挙げたが、その目的と評価はまちまちである。家族政策の目的を見れば、①社会秩序の維持あるいは社会の発展のため、②家族のウェル・ビーイング、あるいは家族の機能強化のための2つに分けられる。結局、これらは強調する点が異なるだけであり、政府が何らかの意図を持って家族に関わろうとすることでは同じである。

評価に関しては、先述の定義と連動するが、①を強調するのは、政府が家族に介入しようすることへの懸念であり、一方、②を強調するのは、政府に対する家族援助の要求や期待の現れである。つまり、家族に対する政府の介入を前者はネガティブに捉え、後者はポジティブに捉えているのである。

(2) 家族政策の範囲

家族政策の範囲に関しては、Kameran と Kahn が家族政策を「明示的家族政策 (explicit family policy)」と「暗示的家族政策 (implicit family policy)」に分類している¹³⁾。前者は直接的に家族に影響を与える政策、後者を家族には関係しないが、間接的に家族に影響を及ぼす政策としている。そして、暗示的家族政策は政府が行うほとんどのことを覆い尽くすと論じている。なぜなら、家族は社会の基礎単位としてあらゆる社会政策において統合的な役割を果たしているからである。そうなると、家族に何らかの影響を与えていればそれは家族政策と考えられ、その範囲を特定することは困難である。

要するに、「家族は政策の対象であり、媒体である」¹⁴⁾と指摘されるように、家族政策には家族に焦点を当てるものと、他の政策目標を達成するために家族を利用するものが混在している。このこともまた家族政策の定義を困難としている要因の1つである。

(3) 家族政策の原則

家族政策を考えるにあたって、いかにしてそれを展開するのか、すなわち、その原則を考慮することも重要である。とはいえ、家族政策に関する原則についても政府や研究者によって様々である。

ここでは、個々の研究者が提示する原則を比較することは省略し、小島が国際機関、各国政府関係機関、各研究者が提示した原則の共通点として抽出・要約したものを紹介する¹⁵⁾。

- ①家族の重要性と多様性の尊重
- ②家族間（家族形態間、階層間）、家族成員間（男女間、世代間）の平等
- ③人権と自由の尊重
- ④子どものニーズ、権利、利益の尊重
- ⑤家族の福祉と安定・強化を目指すべきこと
- ⑥家族機能の代替でなく、補完を目指すべきこと
- ⑦治療より予防を目指すべきこと
- ⑧総合性、整合性を目指すべきこと
- ⑨あらゆるレベルの行政機関によって行われること
- ⑩家族・家族政策に関する基礎的な調査研究が行われること

これらは家族政策を考える上で重要なものであるが、小島自身も述べているように、これらの原則の間で矛盾する可能性があるものが見受けられる。なぜなら、家族政策が家族成員である個人と家族全体（集団としての家族）の両方を対象とすることにより、家族成員間、あるいは家族成員と家族全体の間で利害が一致しないことが生じうるためである。

また、これらの原則ないしその背後にある価値は、歴史・文化・社会によって必ずしも対等ではないし、それらの優先順位も不变ではない。家族政策を進めるにあたってはこれらをいかに調整していくかも議論される。

4. 家族政策をめぐる議論

本節では、これまで家族政策をめぐるこれまで

の議論を整理する。家族政策に関する議論をめぐっては、「家族とは何か」という本質的な問題が第一に挙げられるが、本稿ではその点については触れず、政府と家族との関係および家族政策の対象に絞って論を進める。

(1) 家族と政府との関係

1) 政府はなぜ家族に介入するのか

家族は、境界維持作用が強く働く集団であり、外社会の侵入や家族外の変化の浸透を阻む‘防波堤’の役割を果たす。特に、家族が産業化・都市化という社会の変化を経験して、伝統的家族から近代家族に移行し、「家内領域と公共領域の分離」¹⁶⁾ や「外の世界から隔離された私的領域」¹⁷⁾ という性格を有することによってその度合いは強くなった。

しかし、政府は何とかして家族に介入しようとする。政府は個人や家族の利害を超えた政府独自の論理——政府体制の維持・安定、あるいは社会の維持・安定——をもって動いている¹⁸⁾。そのため、政府は様々な政策・施策を通じて、その維持・安定を達成しようとしてきた。その中でも最も効率的かつ普遍的な制度が家族であり、家族は社会の基礎単位として、社会秩序の維持と人口の再生産という役割を期待され、それを要求されてきた¹⁹⁾。

他方、近代家族以降の家族は、その機能を外部化することによって、家族としての凝集性は不安定化し、何らかの家族政策を必要とする特性を内包している²⁰⁾。そこには家族と政府の緊張関係と相互依存性が伺える。

2) 「望ましい家族モデル」

家族政策を議論する際に‘家族とは何か’あるいは‘家族がどのような問題を抱えているのか’という課題が、‘家族はどのようにあるべきか’という規範的なことにすりかわることがある。

そしてそれは、家族を援助するための政策手段が、政府が望ましいと想定する家族の実現のために用いられる場合がある。すなわち、政府が‘望

ましい家族モデル」²¹⁾ を想定し、現実の家族や今後の家族形成にあたって、望ましい家族モデルに近づけようと、様々な政策手段を用いて家族に働きかけるのである。政府にとって‘望ましい家族’とは、社会の安定と秩序維持のために都合の良い家族形態やあり方である。しかもこの家族は、Moroney が指摘するように「神話、イデオロギー、経済状況と若干の事実」²²⁾ を基盤としており、必ずしも現実の家族を反映していない場合がある。

そもそも、家族政策の手段には下記のものが挙げられる²³⁾²⁴⁾。

- ①社会保険、公的扶助、家族（児童）手当、税控除などの所得移転プログラム
- ②結婚・離婚、相続、養子、里親などに関する法律、いわゆる家族法
- ③保育を含む各種サービス、補助金などの児童養護サービス
- ④家族計画と中絶に関する法律、教育、サービスのプログラム
- ⑤パーソナル・ソーシャル・サービス
- ⑥住宅手当などの住宅政策
- ⑦母子保健サービス
- ⑧女性の地位に影響する法律やプログラム
- ⑨育児休業制度などの雇用政策

これらは家族のウェル・ビーイングを達成するためには必要なものである。しかし、例えば高度経済成長期のように、政府が‘正式な婚姻を通して、男は仕事、女は家庭’という性別役割分業に基づく核家族」を望ましい家族と想定した場合、他方で配偶者控除といった専業主婦の優遇制度があり、他方で、ひとり親家族や婚外子への法的・経済的な不利益が生じうる。つまり、望ましい家族を実現していれば、法的あるいは社会的にも他の家族よりも優位であり、それからずれていれば不利な扱いを受けかねない。

現在、家族形態は多様化しており、1つの家族形態や家族のあり方を‘望ましい家族’として設定することは困難になってきている。しかもそれが、経済状況やイデオロギーに基づくならば、家族にとっては有害とさえなる。そのため、多様化

した家族にどのように対応していくかがの家族政策をめぐる議論の1つである。

(2) 家族政策の対象

1) 家族中心か、個人中心か

家族政策というからにはその対象は当然ながら家族である。しかし、柄本が指摘するように²⁵⁾、家族全体——すなわち集団としての家族——に働きかけるのか、それとも家族成員である個人に働きかけることによって家族に何らかの影響を与えるのかが問題となる。すなわち、政策の対象として集団としての家族を中心とするのか、個人を中心とするのかである。前者の家族全体に働きかける場合、家族全体のニーズに対応しなければならない。

しかし、現在、家族が集団として捉えにくくなってきており、家族全体のニーズに対応できるかは疑問が残る。つまり、これまでの家族の中の個人像は家族のウェル・ビーイングを第一に考慮し、それに向けて行動するものであった。しかし、家族成員の誰か（個人）が家族という集団に埋没することなく、家族のウェル・ビーイングの追求と家族成員個人のそれの追求が一致するとは考えにくい²⁶⁾。

一方で、家族の個人化が進行したとしても生活集団としての家族の共同性を無視できない現実も残る。特に子どもの養育に関しては、大人の保護が必要であるため、子どものいる家族においては個人を全面的に押し出すことは困難である。

第2節で概観したように、現在のところ、第3段階以降、実際の政策ではその対象を家族成員である個人を中心としたものが多いし、家族成員一人ひとりに焦点を当てている。一方で、個人を中心とした場合、成員間での利害が一致しないことがあるため、これらの調整をどのように行うかが課題として残る。

2) 全ての家族か、特定の家族か

家族政策の主要な論点の1つは、政策がユニバーサルであるか、すなわち、全ての家族に向けられ

るのか、それとも、何らかの問題を抱えている特定の家族に向けられるのか、ということである。

全ての家族類型と家族に関する施策を傘下にいれる、いわゆる「アンブレラー・ポリシー（umbrella policy）」²⁷⁾は、諸政策、サービスの体系のためには必要であるし、このような政策がなければ、個々の家族に関する諸政策間の矛盾やサービスの重複が調整できない。しかし、全ての家族類型を統合するということは、結局は家族の平均類型を想定することに繋がるという懸念がある²⁸⁾。また、実際的な問題として、予算の制約によって、可処分所得やサービスの利用に関する不平等を解消するために特定の家族に優先せざるを得ないことも指摘されている²⁹⁾。

1978年に開催された「家族政策に関するノートルダム国際セミナー」において家族政策の研究者が一同に会したが、その時の議論の中心となったのは、家族政策の定義を巡って、その対象（範囲）を‘子どものいる家族’に限定するのか、あるいは‘それ以外の家族’を含むのかであった。コンセンサスを得られたわけではないが、家族政策の対象は‘子どものいる家族’が主であるとの見解がなされた³⁰⁾。

また、1977年の「家族と公共政策に関する全国委員会」でも、家族政策が従来、児童政策と考えられたが、現在もあくまでも子どもの問題がその中心であることを確認した上で、「家族政策は、各世代間にわたる視点をもち、単身者、子どものいない夫婦、老人のいる夫婦、障害者のいる家族それぞれが必要とするサービスを供給すべきものである」とより広く捉えることを提案している。

では、家族の多様性を認め、かつ、家族のウェル・ビーイングを図るにはどのようにすればよいのか。この点について、Kameranが「ユニバーサルな枠組み（universal framework）の中で、的を絞る」³¹⁾と指摘する。つまり、全ての家族のウェル・ビーイングを考慮する視点の中で、特定の家族に的を絞るのである。ただし、全ての家族に必要な政策やサービスを整備することはいうまでもない。

図1はそれを図式化したものである。①の部分は、全ての家族を利用者に想定する普遍的なサービスを基礎的、あるいは共通の部分とし、その上の②の部分に特定の家族に必要なサービスを積み重ねていき、さらに③の部分にさらに絞り込んだ家族に必要なサービスを重ね、全体としてサービス供給の有効性を高めていくのである。例えば、②の部分に子どものいる家族に対する特定のサービス——例えば、家族・児童手当——があり、その上の③に関しては保育サービスや障害のある子どもに対する療育サービスが考えられる。

5. 結論

まず、家族政策の定義については曖昧であった。それは家族政策の目的とそれに対する評価と、家族政策の範囲の不明確さに関係する。目的に関しては、家族のウェル・ビーイングのためと、社会の調和・維持という二面性を持ち、前者に関しては、政府の働きかけや介入を肯定的に捉え、後者は否定的に捉えている。しかしそれは、コインの裏表であり、政府が何らかの形（政策手段）で家族に働きかけていることには変わりがない。

範囲に関しては、直接的に家族に働きかけるのか、間接的に働きかけるのかで大きく変わってくる。この点は、政策の主眼を集団としての家族に置くのか、家族成員個人とするのかにも関係する。その際、個人を中心とした場合、家族成員間での

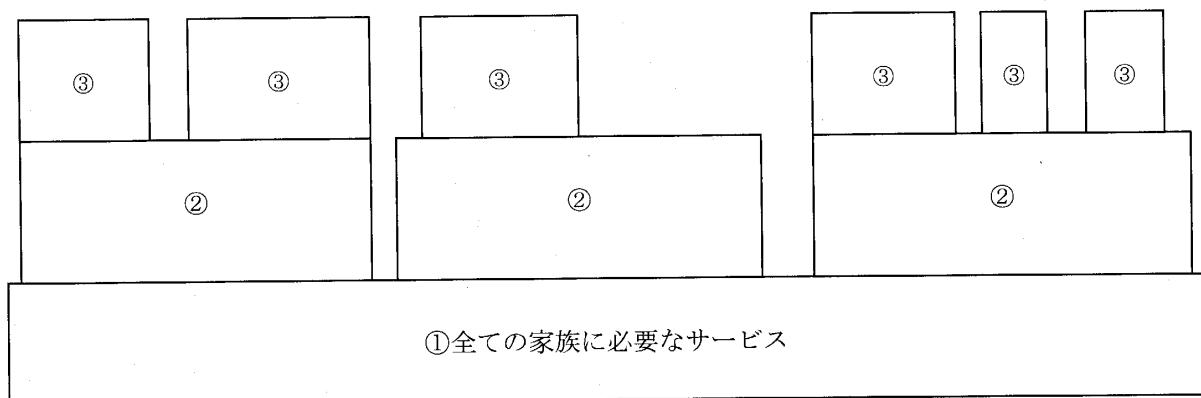
利害が一致しないことがあるため、その調整をいかに行うかを考慮する必要がある。

これらから導き出されることは、「政府—家族一個人（家族成員）」との関係をどのように捉えるかがこれからの課題となる。

家族政策の対象については、理念的には全ての家族を対象とするが、現実的には、当然のことではあるが何らかの問題を抱える家族が優先される。その中でも特に、子どものいる家族が中心となる。おそらくこれは、①家族政策の出発点が人口政策である点、つまり社会の維持のためには人口の再生産を促進しなければならず、そのためには出産・子育て環境を整えておく必要があること、②①と連動するが、次の世代を担う子どもの福祉を一次的に担う家族に対してその責任を果たせるように——家族の養育機能を高めるように——政府が働きかける必要があることが、その理由として考えられる。

また、家族政策の展開を概観する中で、女性の社会進出や人権の尊重などの社会背景から、男女間の公的・私的領域での実質的平等をいかにして図っていくかが現在の家族政策の主眼となっている。このことは、家族形成、出産、育児、扶養、労働などあらゆる領域に関わってくる。男女間の平等をいかに図っていくか、これが家族政策を展開する上での第2の課題である。

最後に、本稿では詳細に触れなかったが、家族をどのように捉えるか、すなわち、家族の多様化



②=特定の家族に必要なサービス

③=さらに絞り込まれた家族に必要なサービス

図1 家族政策の対象に関するイメージ図

や個人化に伴って、家族をどのように支援していくのか、いいかえれば、家族のどの機能を支援するのかを明確にしていくのが家族政策の最大の課題である。この点については、稿を改めて論じたいと考えている。

注及び引用文献

- 1) Kamerman, S. B., 'Families Overview', *Encyclopedia of Social Work (19th ed.) Vol.2*, NASW, 1995.
- 2) Myrdal, G. & Myrdal, A., *Crisis in the Population Question*, 1934.
- 3) ノルウェーではこの制度を1993年に導入し、その結果、1991年には2%にすぎなかった男性の行く休業取得率が、1993年に4%，1994年に33%に上昇し、今日では約75%の男性が取得するといわれる（船橋、1998年、68頁）。
- 4) 右田紀久恵『福祉社会』地域福祉総合化への途』右田紀久恵（編）『地域福祉総合化への途－家族・国際化の視点を踏まえて－』ミネルヴァ書房、1995年、21頁。
- 5) 福島正夫「現代日本の家族政策と法」福島正夫（編）『家族 政策と法1 総論』東京大学出版会、1975年、23頁。
- 6) 下夷美幸「家族福祉政策研究の展開と現代的課題」『家族社会学研究』第10(1)号、1998年。
- 7) Zimmerman, S. L., *Family Policies and Family Well-being: The Role of Political Culture*, SAGE, 1992, p. 3.
- 8) Kamerman, S. B. & Kahn, A. J., *Family Policy: Government and Families in Fourteen Countries*, Columbia University Press, 1978, p. 3.
- 9) Aldus, J. & Dumon, W., 'Family Policies in the 1980s: Controversy and Consensus', *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 52, No.4, 1990, p. 1137.
- 10) Anderson, E. A., 'The Future of Family Policy', Anderson, E. A. & Hule, R.C. (eds.), *Reconstruction of Family Policy*, Greenwood Press, 1991, p. 238.
- 11) 利谷信義「戦後の家族政策と家族法－形成過程と特質－」福島正夫（編）、前掲書、53頁。
- 12) 山田昌弘「家族危機と家族政策－家族における動機づけに危機－」『社会学評論』第36巻第4号、1986年、28頁。
- 13) Kamerman, S. B. & Kahn, A. J., *op. cit.*, p. 3.
- 14) Kamerman, S. B., *op. cit.*, p. 930.
- 15) 小島宏「家族政策の基本原則（下）」『海外社会保障情報』第110号、1995年、89頁。
- 16) 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』頸草書房、1989年、18頁。
- 17) 山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社、1994年、77頁。
- 18) 同上書、73頁。
- 19) 利谷信義『国家と家族－家族を動かす法・政策・思想－』筑摩書房、1987年、7～8頁。
- 20) 庄司洋子「家族と社会福祉」『ジュリスト（増刊総合特集41）』1986年。
- 21) 下夷美幸「家族政策の歴史的展開－育児に対する政策対応の変遷－」社会保障研究所（編）『現代家族と社会保障』東京大学出版会、1994年、251頁。
- 22) Moroney, R.M., *Shared Responsibility and Social Policy*, Aldine Publishing Company, 1986, p. 16.
- 23) Kamerman, S. B., *op. cit.*, p. 931.
- 24) Kamerman, S. B. & Kahn, A. J., *op. cit.*, pp. 483-488.
- 25) 栗本一三郎「家族政策を考える（1）－ソーシャル・ポリシーとしての家族政策－」『児童手当』第20巻第7号、1990年、4頁。
- 26) 下夷美幸、前掲論文、1998年、93頁。
- 27) Danis, I., 'Family Policy: A Selective Assessment of its Present and Future in Australia', *Social Welfare Policy Secretariat*, 1979, p. 27.
- 28) 萩渕緑「家族政策の課題と展望」右田紀久恵（編）、前掲書、126頁。
- 29) Mass, F., 'Should Families be a Focus for Policies?', *Institute of Family Studies Policy Background Paper*, No.5, 1984, pp. 9-10.
- 30) 「家族政策に関するノートルダム国際セミナー」および「家族と公共政策に関する全国委員会」の内容については、杉本（1997）を参照した。
- 31) Kamerman, S. B., *op. cit.*, p. 930.

参考文献

- 1) 阿藤誠「人口問題と社会保障－少子化社会と家族政策の役割－」『季刊年金と雇用』第16巻第3号、1995年。
- 2) 阿藤誠（編）『先進諸国の人口問題－少子化と家族政策－』東京大学出版会、1996年。
- 3) 船橋恵子「育児休業制度のジェンダー効果」『家族社会学研究』第10(2)号、1998年。
- 4) 下夷美幸「家族政策研究の現状と課題」『社会政策研究』第2号、2001年。

家族政策研究（その1）

- 5) 副田義也・樽川典子（編）『現代家族と家族政策』
ミネルヴァ書房, 2000年。
- 6) 杉本貴代栄「ジェンダーの視点からみた家族政策
と女性の権利－いかにして女性の自立を援助するの
か－」『社会福祉研究』第70号, 1997年。
- 7) 利谷信義「現代日本の家族政策ノート」『社会福祉
研究』第88号, 2003年。